日 本 電 子 専 門 学 校 同 窓 会

会　　　則

日本電子専門学校同窓会

日 本 電 子 専 門 学 校 同 窓 会　会 則

第１章　総　　　則

（名称）

第１条　本会は日本電子専門学校同窓会という。

（事務局）

第２条　本会は事務局を東京都新宿区百人町１－２５－４
学校法人電子学園日本電子専門学校内におく。

（目的）

第３条　本会は会員相互の親睦を図ると共に、会員と母校との関係を緊密にし、
母校の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

①同窓会ホームページの作成と運営およびメールマガジンの発行と配信
（毎月２５日、ただし８月と１２月を除く）。

②母校教育活動に対する協力（学生募集、就職支援、学校教育への助成等）。

③講演会、研究会などを開催し、広く技術の啓発、教養の向上を図る。

④その他理事会が必要と認めた事業。

第２章　会　　　員

（会員）

第５条　本会の会員は、次の通りとする。

①正会員

入会金を納入した以下の者

（イ）母校（日本電子専門学校、旧日本ラジオ技術学校、旧日本高等テレビ技術学校、旧東京テレビ電子専門学校）卒業生。

（ロ）母校に在学したもので、会員を希望し役員会の承認を得たもの。

②準会員

（イ）校友会費を納入し、母校に在籍する学生を準会員とする。
準会員は母校卒業後、自動的に本会の正会員となる。

③賛助会員

（イ）本会の趣旨に賛同し、会の発展に寄与したもので、会長が推挙した者。

（ロ）本会の趣旨に賛同し、入会金を納入した母校の教職員を賛助会とする。

第３章　役　　　員

（役員）

第６条　本会は次の役員をおき任期を２年とする。
　　　　但し重任を妨げない。
　　　　　①会　長　一　名
　　　　　②副会長　二　名
　　　　　③理　事　十数名
　　　　　④幹　事　各クラス毎に若干名
　　　　　⑤顧　問　若干名

（選任）

第７条　役員の選出は次の方法による。
　　　　　①会長は理事会により選出し、総会の承認を得る。
　　　　　②副会長、理事は総会の承認を得て会長が委嘱する。
　　　　　③幹事は会長が委嘱する
　　　　　④顧問は本会に功労ありたるものを理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

（任務）

第８条　本会の任務は次の通りとする。
　　　　　①会長は本会を代表して会務をつかさどる。
　　　　　②副会長は会長を補佐し会長事故あるときは、会長の職務を代行する。
　　　　　③理事は理事会を組織し、臨機の要務について議決する。
　　　　　④幹事は幹事会を組織し、会長の諮問に関する事項、予算、決算、年度会務、その他運営上重要事項について評議する。

第４章　機　　　関

（総会）

第９条　総会は原則として年一回開くものとする。
　　　２．総会は次の事項を審議する。
　　　　　①前年度事業報告、
　　　　　②前年度決算報告、
　　　　　③事業計画案、
　　　　　④予算案、
　　　　　⑤役員の改選、
　　　　　⑥会則改廃に関すること、
　　　　　⑦その他必要と認める事項、

（役員会）
第１０条　役員会は理事会と幹事会の二種とし、会長が召集する。
２．役員会の議長は会長が行う。
（理事会）
第１１条　会長、副会長及び理事をもって理事会を構成し、会務を執行する。
２．理事会は互選によって次の要務を担当する理事を選出する。
①会計、
②監査、
③企画、
④渉外、
⑤庶務、
３．理事会の議事は構成役員の過半数をもって議決する。
（幹事会）
第１２条　幹事全員をもって幹事会を構成し、会の運営に参与する。
（決議）
第１３条　総会、幹事会では出席者の過半数をもって議決する。
（特例）
第１４条　日本電子専門学校校長を名誉会長とする。
２．学園の理事長を最高顧問とし、学園に学園長が在る時は学園長を最高顧問とする。
（顧問）
第１５条　顧問は会長の要請により役員会に出席し定見を述べることができる。

第5章　奨　励　金

（奨励金）
第１６条　母校へ進学するに際して、本会理事会にて承認された者に奨励金を支給する。
２．奨励金に関する詳細は細則に定める。

第6章　会　　計

（経費）
第１７条　本会の経費は、入会金（校友会費を含む）、有志・団体の寄付金等による。
（入会金）
第１８条　入会金　　￥３，０００ 円
（年度）
第１９条　本会の会計は毎年１０月１日に始まり翌年9月３０日に終わるものとする。
（会計）
第２０条　理事会は会計年度予算（案）を作成し、総会に提出する。
２．理事会は会計年度の決算書を作成し、総会に提出する。

（監査）
第２１条　監査理事はその年度の会計を監査し、その結果を理事会及び総会に報告する。

第７章　附　　則

（支部）
第２２条　本会に支部を設置することができる。
２．一地方または適当なブロック（海外を含む）を単位として、支部を設ける時は
①支部の名称、
②支部の所在地、
③支部の会則、
④支部の役員名、
を会長宛に届け出るものとする。

本会則は昭和４９年１１月３日創立総会にて可決承認

昭和５１年１１月３日　一部改定施行
昭和５３年１１月３日　一部改定施行
平成　８年１１月２日　一部改定施行
平成１５年１１月１日　一部改定施行
平成１８年１１月３日　一部改定施行
平成１９年１１月３日　一部改定施行
平成２７年１０月３１日　一部改訂施行